

## 第19回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### ■事業報告

- Ⅲ 新株予約権等に関する事項
- V 会計監査人に関する事項
- Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

### ■計算書類

個別注記表 (2021年 7月 1日から2022年 6月30日まで)

## 株式会社ブレインパッド

法令および当社定款第14条の規定に基づき、株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brainpad.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

- ①事業報告における「Ⅲ 新株予約権等に関する事項」「V 会計監査人に関する事項」および「Ⅵ 業務の適正を確保するための体制」
- ②計算書類の個別注記表

### Ⅲ 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## V 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

### 2. 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,700千円
(2) 当社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、当社の役員報酬制度の構築に関する助言・指導であります。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員の全員の同意により、これを解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、責任限定契約を締結しておりません。

## Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社および子会社ならびにその全役職員が法令および定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンスガイドライン」を定める。
- ②当社および子会社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- ③取締役会の事務局を設置し、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役および監査等委員である取締役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
- ④取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに取締役会および監査等委員会に報告する。
- ⑤他の業務執行部門から独立した内部監査業務を担当する部門の担当者が、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」および「情報セキュリティ規程」に従い、適切に記録、保存、管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社および子会社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- ②内部監査業務を担当する部門の担当者は各組織のリスク管理状況について監査する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社および子会社の取締役会は「取締役会規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
  - ② 当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、業務執行取締役が参加する会議を開催し、基本方針・戦略を討議する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社に関する管理は「関係会社管理規程」およびその他の社内規程に基づく体制とし、子会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については、取締役会に報告を行う。
  - ② 当社は、「コンプライアンスガイドライン」に則り、企業集団全体でのコンプライアンス意識の徹底を図る。
  - ③ 子会社の業務活動全般についても内部監査業務を担当する部門の担当者による内部監査の対象とし、状況に応じて適宜監査を実施する。
  - ④ 子会社の取締役、監査役および使用人ならびにこれらの者に相当する者は、当社の監査等委員である取締役に対して適宜その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が必要と判断し求めた場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
  - ② 補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査等委員会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査等委員会が協議を行う。
  - ③ 当該使用人が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けた場合には、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

- (7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ①重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査等委員である取締役は取締役会に出席する。
  - ②当社の取締役および使用人は、監査等委員会の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
  - ③当社は、取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査等委員会は、原則月1回定期的に監査等委員会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
  - ②監査等委員である取締役は、取締役の業務執行に関わる記録を常に見ることができている。
  - ③監査等委員である取締役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
  - ④当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合には、当社が当該職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、当該費用または債務を処理する。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ①当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
  - ②反社会的勢力からの不当な要求があった際は、常勤の監査等委員である取締役に通知するとともに、必要に応じ、行政庁または弁護士の助力を受けるものとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンスおよびリスク管理体制の強化

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

コンプライアンス体制のモニタリングの一環としては、内部監査室が監査計画を立案し、各部門の監査を定期的に行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

また、当社は、リスク管理体制の強化の一環として、リスクマネジメントに関する統括的監督機能を持つ委員会として、リスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会は、会社全体の各種リスクに対する対応方針および各組織ごとのリスク対策を指示、監督等を行い、その状況等を取締役会に報告しております。

内部監査室は、「リスク管理規程」に基づき各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

加えて、「公益通報者保護規程」に基づき内部通報窓口を社内外に設置し、また通報者に対する不利益な取扱いを禁止しております。

## (2) 業務執行の適正性や効率性の向上

当社は、社外取締役および監査等委員である取締役を選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役および監査等委員である取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

当社は、取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項について、「職務権限規程」「業務分掌規程」「稟議規程」等に基づいた決裁区分および手続を定め、また適宜、権限委譲を行い意思決定の迅速化を図っております。

## (3) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」およびその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続に従い審議される体制を維持しております。

## (4) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、経営監視機能の強化および向上を図っております。

代表取締役を含む業務執行取締役は、監査等委員会と定期的にまたは必要に応じて意見交換を実施しております。

また、内部監査室は、監査等委員会と定期的にまたは必要に応じて意見交換を実施しております。

会計監査人による監査計画策定、四半期レビューおよび年度監査の際に、監査等委員会と会計監査人は会合を持ち、説明・報告等を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行っております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### 1) 有価証券

###### ①子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### 2) 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 1) 有形固定資産

主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	3～8年
工具、器具及び備品	3～20年

##### 2) 無形固定資産

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と、残存有効期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末において残高はありません。



## 2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

## 3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる受注契約について、当該将来損失見込額を引当計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する仕掛品残高から直接控除しております。

## (4) 収益および費用の計上基準

当社の顧客から生じる収益に関する主要な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### 1) プロフェッショナルサービス事業

#### ①コンサルティング/アナリティクス

当社は、コンサルタントによるデータ活用コンサルティングやデータサイエンティストによるデータ分析等のサービスを提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、主に一定の期間にわたり充足されると判断し、当社がサービスを提供するにつれて収益を認識しております。

#### ②エンジニアリング

当社は、システムエンジニアによるデータ活用環境等のシステムを開発する履行義務を負っております。

当該履行義務は、主に請負契約に基づき成果物の納品を伴うシステム開発においては、一時点で充足されると判断し、成果物の納品が完了した時点で収益を認識しております。また、主に準委任契約に基づき人的稼働を提供するシステム開発支援においては、一定の期間にわたり充足されると判断し、当社がサービスを提供するにつれて収益を認識しております。

### 2) プロダクト事業

当社は、自社製および他社製プロダクトの提供を通じた顧客企業のデータ活用を支援する履行義務を負っております。

当該履行義務は、主に一定の期間にわたり充足されると判断し、当社がサービスを提供するにつれて収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当該会計基準の適用が計算書類に与える影響は軽微であり、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準の適用が計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	171,606千円
(2) 債権流動化による売掛債権譲渡残高	20,295千円
(3) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	2,227千円

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
①仕入高	52,538千円
②営業取引以外の取引高	3,303千円

#### (2) 抱合せ株式消滅差益

連結子会社であったMynd株式会社を吸収合併したことによるものであります。

#### (3) 事務所移転費用

オフィス集約および本社移転に伴うものであり、主な内容は移転前後の新旧オフィスの地代家賃、固定資産除却損等であります。

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	7,433,532株	14,867,064株	—	22,300,596株

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が14,867,064株増加しております。

#### (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	327株	380,417株	8,150株	372,594株

(注) 1 自己株式の数の増加は、2022年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによる増加247,304株、取締役会の決議に基づく自己株式の取得130,000株、譲渡制限付株式報酬の権利失効による無償取得2,990株、単元未満株式の買取り123株によるものであります。

2 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分8,150株によるものであります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し、運用を行っております。資金調達に関しては、運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は業務提携等に関連する目的で保有する株式および投資事業有限責任組合への出資金であり、発行者の信用リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を確認し、回収可能性と安全性を確認しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に事業所の賃貸借契約に伴い預託している敷金であり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜取引先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (*2)	68,925	68,925	—
(2) 差入保証金	463,233	458,336	△4,896
資産計	532,158	527,261	△4,896

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」および「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度末 (2022年6月30日)
非上場株式	20,270
投資事業有限責任組合への出資金	158,024
関係会社株式	104,576

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,908,239	—	—	—
受取手形	65,390	—	—	—
売掛金	887,571	—	—	—
差入保証金	199,995	—	263,238	—
合計	4,061,196	—	263,238	—

(注) 2. 長期借入金、その他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	68,925	—	—	68,925
資産計	68,925	—	—	68,925

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	458,336	—	458,336
資産計	—	458,336	—	458,336

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	11,894千円
賞与引当金	21,922千円
減価償却超過額	56,138千円
投資有価証券評価損	11,644千円
関係会社株式評価損	5,641千円
資産除去債務	52,289千円
株式報酬費用	7,994千円
その他	71,003千円
繰延税金資産小計	238,530千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	238,530千円

### 繰延税金負債

資産除去費用	45,216千円
その他有価証券評価差額金	5,794千円
繰延税金負債合計	51,011千円
繰延税金資産の純額	187,519千円

## 8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資に関する事項

関連会社に対する投資等の金額	100,200千円
持分法を適用した場合の投資の金額	102,163千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	15,765千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Mynd株式会社 (注) 1	所有 直接 100.0%	資金の援助 事務所の賃貸 役員の兼任	債権放棄(注) 2 利息の受取(注) 3 家賃の受取(注) 4	167,000 280 850	—	—

### 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、2021年12月1日付で、Mynd株式会社を吸収合併いたしました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
2. Mynd株式会社に対する貸付金について、債権放棄しております。これに伴い、前事業年度までに計上していた貸倒引当金を取り崩しております。
3. 貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	プロフェッショナルサービス事業	プロダクト事業	
コンサルティング/アナリティクス	4,160,796	—	4,160,796
エンジニアリング	1,914,514	—	1,914,514
プロダクト	—	2,486,000	2,486,000
顧客との契約から生じる収益	6,075,311	2,486,000	8,561,311
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	6,075,311	2,486,000	8,561,311

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。



- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,033,042
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	952,962
契約負債（期首残高）	181,713
契約負債（期末残高）	236,997

契約負債は、主にプロダクト事業において顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、180,757千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11.1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 221円07銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 36円53銭

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

## 12.企業結合等関係

(共通支配下の取引等)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年8月12日開催の取締役会決議に伴い、2021年12月1日に当社の完全子会社であるMynd株式会社を吸収合併しております。

概要については次のとおりであります。

### (1) 取引の概要

#### ①結合当事企業の名称及び事業の内容

(存続会社)

名称 株式会社ブレインパッド

事業の内容 企業の経営改善を支援するビッグデータ活用サービス、デジタルマーケティングサービス

(消滅会社)

名称 Mynd株式会社

事業の内容 Mynd Engineの開発・提供、Mynd Engineを活用したスマートフォンアプリの提供など

#### ②企業結合日

2021年12月1日

#### ③企業結合の法的形式

当社を存続会社、Mynd株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

#### ④企業結合後の名称

株式会社ブレインパッド

#### ⑤その他取引の概要に関する事項

Mynd株式会社は、2015年の連結子会社化以降、同社が有する自然言語処理技術、スマートフォンアプリやウェブサービスの開発力を活かし、当社グループのプロダクト事業の成長に貢献してまいりました。今後は、同社のサービス、ノウハウを当社と一体化させることにより連携を一層強化するとともに、経営資源の集約による事業運営の効率化を図るべく、同社を吸収合併することといたしました。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

### 13.重要な後発事象に関する注記

#### (株式取得による会社等の買収)

当社は、2022年6月28日開催の取締役会において、株式会社TimeTechnologiesの全株式を取得し連結子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約書を締結、2022年7月29日に株式を取得いたしました。

#### (1) 株式取得の目的

当社は、日本国内においてデジタルマーケティングが発展し始める2000年代から、マーケティングを高度化・自動化するプロダクト群を扱うSaaSビジネス（プロダクト事業）を展開してまいりました。

現在は、顧客データを統合・分析し高精度なパーソナライズを実現するトータルソリューション「Rtoaster（アールトースター）」を中心に、メールでのパーソナライズコミュニケーションを実現するBtoC向けマーケティングオートメーション「Probanse（プロバンス）」、SNS分析に強みを持つマーケティングリサーチツール「Brandwatch（ブランドウォッチ）」など独自性の強いプロダクトを取り揃え、顧客企業のマーケティングDXを支援しております。

また、現在進行中の当社の中期経営計画（2020年6月期～2023年6月期の4年間）においては、自社の経営資源による既存事業の成長に加えて、テクノロジー企業との業務提携や投資（M&Aを含む）による成長加速を、事業戦略上の重要施策と位置付けてまいりました。

当社は、このたびの株式会社TimeTechnologiesの子会社化により、同社が開発・提供する「LINE」特化型のマーケティングオートメーション「Ligla（リグラ）」（旧称：AutoLine（オートライン））を当社のプロダクト群に加え、プロダクト事業の成長を加速させてまいります。

#### (2) 株式取得の相手先の名称

波戸崎 駿  
石井 淳史  
秀島 恵理子

#### (3) 買収する相手会社の名称、事業の内容、規模

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| ① 被取得企業の名称 | 株式会社TimeTechnologies                |
| ② 事業の内容    | LINE特化型マーケティングオートメーション「Ligla」の開発と提供 |
| ③ 資本金の額    | 17,077千円                            |

#### (4) 株式取得の時期

2022年7月29日

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

① 取得する株式の数 1,153株（議決権の数：1,153個）

② 取得価額

株式会社TimeTechnologiesの普通株式	1,047,469千円
アドバイザー費用等（概算額）	2,225千円
合計	1,049,695千円

③ 取得後の持分比率 100%

(6) 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当

(7) その他

本株式取得により、当社は、2023年6月期第1四半期より連結決算に移行する予定であります。

(自己株式の取得)

当社は、2022年8月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主への利益還元と資本効率の向上を図るとともに、役員・従業員に対する株式報酬への活用、自己株式を利用したM&A・資本提携等への活用などを目的として、自己株式を取得するものであります。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

- ① 取得する株式の種類 普通株式
- ② 取得する株式の総数 300,000株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.37%）
- ③ 取得する期間 2022年8月12日～2022年10月31日
- ④ 取得価額の総額 300,000千円（上限）
- ⑤ 取得の方法 東京証券取引所における市場買付